

平成29年

仙南地域広域行政事務組合議会定例会会議録

第234回定例会

7月27日開会

7月27日閉会

第 2 3 4 回

仙南地域広域行政事務組合議会定例会会議録

平成 2 9 年 7 月 2 7 日 (木曜日)

出席議員(18名)

1番 志村新一郎君	2番 山谷清君
3番 柄目孝治君	4番 細川健也君
5番 佐藤長成君	6番 松崎良一君
7番 高橋茂美君	8番 菅原研治君
9番 佐藤貴久君	10番 丸山勝利君
11番 大沼克巳君	12番 吉野敏明君
13番 高橋たい子君	14番 平間奈緒美君
15番 眞壁範幸君	16番 神崎安弘君
17番 菊池修一君	18番 佐藤吉市君

説明のため出席した者

理事 長 滝口茂君	理事長職務代理者 大友喜助君
理事 山田裕一君	副町長 平間喜久夫君
理事 小関幸一君	理事 齋清志君
理事 佐藤英雄君	理事 小山修作君
理事 保科郷雄君	助役 岩間利裕君
教育長 佐藤隆夫君	監査委員 佐藤長壽郎君
会計管理者 加藤弘一君	総務課長 阿部和之君
企画財政課長 水戸卓司君	滞納整理課長 大槻充夫君
介護保険課長 関場幸江君	業務課長 阿部直樹君
消防長 咲間定実君	次長 村上雅浩君
管理課長 佐々木保方君	警防課長 半澤正勝君
指令課長 加藤修一君	教育次長 水戸雅彦君
業務課長補佐 穴戸清人君	

事務局職員出席者

事務局 長 加藤雅章君	書記 佐藤真由美君
-------------	-----------

議事日程

平成29年7月27日(木) 午後3時開議

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 議長の選挙
- 第5 諸報告
- 第6 報告第1号 専決処分の報告について（高規格救急自動車の事故に係る和解（示談）について）
- 第7 第11号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第6号））
- 第8 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について
- 第9 第12号議案 教育委員会委員の任命について
- 第10 第13号議案 白石斎苑及び柴田斎苑建替整備運営事業に係る事業契約の締結について
- 第11 第14号議案 消防車両の取得について
- 第12 第15号議案 仙南地域広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第13 行政視察について

午後3時57分 閉会

本日の会議に付した事件

議席の指定

会議録署名議員の指名

会期の決定

議長の選挙

諸報告

報告第1号 専決処分の報告について（高規格救急自動車の事故に係る和解（示談）について）

第11号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第6号））

報告第2号 繰越明許費繰越計算書について

第12号議案 教育委員会委員の任命について

第13号議案 白石斎苑及び柴田斎苑建替整備運営事業に係る事業契約の締結について

第14号議案 消防車両の取得について

第15号議案 仙南地域広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

行政視察について

午後3時 開会

○副議長(柄目孝治君) みなさんこんにちは。大変ご苦労様でございます。

副議長の柄目でございます。

加藤前議長につきましては、去る3月31日に柴田町議会議員の任期が満了となりまして、組合規約第6条の規定によりまして組合議員及び議長としての任期が終了となりました。

このことに伴い、ただいま議長が不在となっております。

よって、選挙により議長が選出されるまでの間、地方自治法第106条第1項の規定により、議長の職務を務めさせていただきますので、どうかよろしくお願いいたします。

これより、第234回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により理事長以下関係者の出席を求めています。

なお、時節柄、当組合においてもクールビズを実施しており、理事者、議員並びに説明者ともに軽装による、議会に出席しておりますので、ご承知願います。

ただいまの出席議員数は18名、全員でございます。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

本日の会議は、あらかじめお配りした議事日程をもって進めます。

日程第1 議席の指定

○副議長(柄目孝治君) 日程第1、議席の指定を行います。

先の、柴田町と大河原町議会議員の改選、並びに白石市議会の議長選挙に伴い、組合規約第5条の規定により、当組合議会議員となられました方々の議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において、1番、志村新一郎君、9番、佐藤貴久君、10番、丸山勝利君、13番、高橋たい子君、14番、平間奈緒美君を指定いたします。

この際、新たに議員になられた方々を紹介いたします。4月1日付で柴田町議会議長となられました高橋たい子君でございます。

○13番(高橋たい子君) よろしく願いいたします。【拍手】

○副議長(柄目孝治君) 続いて、柴田町議会選出の平間奈緒美君でございます。

○14番(平間奈緒美君) はい。よろしく願いいたします。【拍手】

○副議長(柄目孝治君) 次に、5月1日付で大河原町議会議長となられました佐藤貴久君でございます。

○9番(佐藤貴久君) はい。よろしく願いいたします。【拍手】

○副議長(柄目孝治君) 大河原町議会選出の丸山勝利君でございます。

○10番(丸山勝利君) はい。よろしく願いします。【拍手】

○副議長(柄目孝治君) そして、本日付で白石市議会議長となりました志村新一郎君で
ございます。

○1 番(志村新一郎君) はい。よろしくお願いいたします。【拍手】

日程第2 会議録署名議員の指名

○副議長(柄目孝治君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、9番、佐藤貴久君、
12番、吉野敏明君の両君を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○副議長(柄目孝治君) 日程第3、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の協議の結果、本日1日といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(柄目孝治君) 異議なしと認め、よって、会期は1日間と決定いたしました。

日程第4 議長の選挙

○副議長(柄目孝治君) 日程第4、これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。議長の選挙にあたり選挙の方法につきましては、いかがいたしま
しょうか。

○18番(佐藤吉市君) 議長、18番。

○副議長(柄目孝治君) 18番、佐藤吉市君。

○18番(佐藤吉市君) はい。動議を提出いたします。

議長の選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推
選によられることをお願い申し上げます。

○副議長(柄目孝治君) ただいま18番、佐藤吉市君から、地方自治法第118条第2項の規
定に基づく指名推选によられたいとの動議が提出されました。

この動議に、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(柄目孝治君) 所定の賛成者がございますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題とし、採決いたします。

お諮りいたします。本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(柄目孝治君) 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推选によられ
たいとの動議は可決されました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、いかがいたしましょうか。

○18 番（佐藤吉市君） 議長、18 番。

○副議長（柄目孝治君） 18 番、佐藤吉市君。

○18 番（佐藤吉市君） はい。動議を提出いたします。

指名の方法につきましては、私に指名権を与えていただき、私からご指名申し上げることをお願い申し上げます。

○副議長（柄目孝治君） ただいま 18 番、佐藤吉市君から、指名権を与えて欲しいとの動議が提出されました。

この動議に、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（柄目孝治君） 所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題とし、採決いたします。

お諮りいたします。本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（柄目孝治君） 異議なしと認めます。

よって、指名の方法は 18 番、佐藤吉市君に指名権を与えることについての動議は可決されました。それでは、18 番、佐藤吉市君、議長の指名をお願いいたします。

○18 番（佐藤吉市君） はい。それでは、指名権を与えていただきましたので、ご指名申し上げます。

議長に 3 番、柄目孝治君を推薦いたします。よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（柄目孝治君） ただいま、18 番、佐藤吉市君から議長に不肖 3 番、柄目との指名がありました。

お諮りいたします。ただいま、指名されました不肖 3 番、柄目を議長の当選人と定めることに、賛成の方は起立願います

〔賛成者起立〕

○副議長（柄目孝治君） 起立全員であります。

よって、3 番、不肖柄目が議長に当選いたしました。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、柄目を議長選挙の当選人である旨、告知をいたします。

○議長（柄目孝治君） ここで、一言ごあいさつを申し上げます。議長就任にあたりごあいさつ申し上げます。

ただいまは、全議員のご賛同を賜り、ご指名を賜りましたこと心より感謝いたしますと共に、重責を再認識させていただいているところであります。

思い起こせば、十数年前にやはり広域 2 号議員として従事させていただいた経緯がご

ざいますが、議会事務局も設置されていなかった当時からは、議案審議や調査の仕方、議会の運営の進め方も様変わりをいたしました。

また、消防やごみ処理を中心に業務は多様化、複雑化し当局とともに、議会の増々の研鑽、資質の向上は必要不可欠と認識している現在でございます。

今後は、議員各位の多方面からのご教導、お導きを得つつ職務を全うして参りたいと存じますので、今後ともどうかよろしくお願いを申し上げまして、就任のごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。【拍手】

○議長(柄目孝治君) ここまでの議事進行に対しまして、ご協力を賜りまして心から感謝を申し上げます。

引き続き、議事を進行させていただきます。

議長の選挙により、副議長が欠けました。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。

これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(柄目孝治君) ご異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第1 副議長の選挙

○議長(柄目孝治君) 追加日程第1、これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。副議長の選挙にあたり選挙の方法につきましては、いかがいたしましょうか。

○18番(佐藤吉市君) 議長、18番。

○議長(柄目孝治君) 18番、佐藤吉市君。

○18番(佐藤吉市君) はい。動議を提出いたします。

副議長の選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によることを望みます。

○議長(柄目孝治君) ただいま18番、佐藤吉市君から、地方自治法第118条第2項の規定に基づく指名推選によられたいとの動議が提出されました。

この動議に、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(柄目孝治君) 所定の賛成者がございますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題とし、採決いたします。

お諮りいたします。本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(柄目孝治君) 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によられた
いとの動議は可決されました。

お諮りいたします。指名の方法はいかがいたしましょうか。

○18番(佐藤吉市君) 議長、18番。

○議長(柄目孝治君) 18番、佐藤吉市君。

○18番(佐藤吉市君) はい。動議を提出いたします。

指名の方法につきましては、私に指名権を与えていただき、私からご指名申し上げる
ことを申し上げます。

○議長(柄目孝治君) ただいま18番、佐藤吉市君から、指名権を与えて欲しいとのとの動
議が提出されました。

この動議に、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(柄目孝治君) 所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題とし、採決いたします。

お諮りいたします。本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(柄目孝治君) 異議なしと認めます。

よって、指名の方法は18番、佐藤吉市君に指名権を与えることについての動議は可決
されました。それでは、18番、佐藤吉市君、副議長の指名をお願いいたします。

○18番(佐藤吉市君) はい。それでは、指名権を与えていただきましたので、ご指名申
し上げます。

副議長に7番、高橋茂美君を推薦いたします。

よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(柄目孝治君) ただいま、18番、佐藤吉市君から副議長に、7番、高橋茂美君との
指名がありました。

お諮りいたします。ただいま、指名されました7番、高橋茂美君を副議長の当選人と
定めることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(柄目孝治君) 起立全員であります。

よって、7番、高橋茂美君が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選された高橋茂美君がおられますので、本席から会議規則第32
条第2項の規定により、告知をいたします。

高橋茂美君、登壇のうえ、副議長就任のあいさつをお願いいたします。

○副議長（高橋茂美君） ただいま、指名をいただき誠にありがとうございます。

微力ではありますが、柄目議長を補佐し、そして仙南地域の発展のために尽力いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。【拍手】

日程第5 諸報告

○議長（柄目孝治君） 日程第5、諸報告を行います。

先ほど、議席の指定の際に説明のありましたように、柴田町並びに大河原町議会議員の改選に伴い、議会運営委員会の委員に、欠員が生じたので、仙南地域広域行政事務組合議会委員会条例第4条の規定により、4月4日付けで平間奈緒美君、5月8日付けで丸山勝利君が、それぞれ指名選任されております。

また、議会運営委員会の委員長が空席となっておりますが、去る7月24日の議会運営委員会におきまして、丸森町選出議員の佐藤吉市委員が選任されております。

これに伴い空席となった議会運営委員会副委員長には、蔵王町選出議員の松崎良一委員が選任されましたのでご報告いたします。

監査委員から監査結果の報告がありました。

その写しは、お手元にお配りしておりますので、ご了承願います。

続いて、理事長より報告があります。

○理事長（滝口茂君） はい。

○議長（柄目孝治君） 滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 行政報告をさせていただきたいと思います。

本日ここに、第234回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私共々、公私ともにご多忙中のところご出席をいただき、提出案件のご審議を煩わせることができますことに、厚くお礼申し上げます。

行政報告に先立ちまして、一言お祝いを申し上げます。

ただいま、議長になられました柄目孝治議長、並びに副議長になられました、高橋茂美副議長におかれましては、改めましてご就任のお祝いを申し上げます。

また、ただいま議席の指定を受けられました、柴田町の高橋たい子議員及び平間奈緒美議員、大河原町の佐藤貴久議員及び丸山勝利議員、並びに白石市の志村新一郎議員には、改めてご就任のお祝いを申し上げます。

今後のご協力、ご支援をよろしくお願い申し上げます。

さて、行政報告といたしまして、はじめに、1キログラム当たり8,000ベクレル以下の農林業系廃棄物に係る処理方針についてであります。

あの震災からすでに6年4か月が経過し、農林業系廃棄物の処理ができず、一時保管を強いられている農家等の負担は非常に大きいものとなっており、当該廃棄物の処理については、早期の着手が必要となっております。

このことから、昨年12月に引き続き、農林業系廃棄物の処理に係る県主催の市町村長会議が6月18日に開催されました。

この会議では、これまでの県内の焼却施設で分担して一斉に焼却処理を進めるという方針から、自らの圏域内で農林業系廃棄物の処理を開始し、焼却施設の処理能力に余力を生み出すために、廃棄物がない自治体等では一般ごみの受け入れを行い、全圏域で協力して行うという新たな提案が示されました。

この県の提案を受けて、改めまして理事会として協議を行った結果、県の提案を受け入れ、仙南圏域においては、焼却する量をできる限り減らしたうえで、仙南クリーンセンターで試験焼却を実施することに決定し、7月10日開催の組合議員全員協議会において、その旨報告させていただいたところであります。

その後、今月15日に開催された市町村長会議において、県内の全市町村の合意が得られ、県の方針に基づき、全圏域で協力して農林業系廃棄物の処理を行っていくことになったものでございます。

このことから、今後、当圏域における試験焼却を行うに当たっては、県内の自治体と歩調を合わせ、国及び県の指導のもと、圏域内の担当課長会議などを開催して、焼却量、処理方法、スケジュール、さらには組合及び構成市町と共同した地元住民への説明方法などの検討を行い、早期の試験焼却に向けて事務を進めてまいりたいと考えております。

また、試験焼却の実施に当たっては、モニタリングポストを設置するなど監視体制の充実を図り、圏域住民の安全・安心に十分に配慮して実施してまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、白石斎苑及び柴田斎苑建替整備運営事業についてであります。

本年1月25日、本事業に係る募集要項等を公表したところ、3つのグループから参加表明があり、5月8日までに提案書類の提出がありました。

白石斎苑及び柴田斎苑を構成する1市5町の副市町長で組織する斎苑建替事業業者選定委員会において、5月25日にそれぞれの提案に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行い、募集要項等に基づき厳正かつ公正な審査を行った結果、優先交渉権者として、八重樫工務店グループを、次点交渉権者として、日本国土開発グループが選定されました。

6月13日開催の理事会定例会におきまして、この報告を受け、慎重なる審議を行った結果、全会一致により、八重樫工務店グループを優先交渉権者として決定いたしました。

その後、6月19日付で同グループの代表企業である㈱八重樫工務店外7者と本事業に係る基本協定を締結し、7月5日付で本事業契約に係る仮契約を締結したところでございます。

本事業に係る契約議案につきましては、本議会定例会に提案しておりますので、よろしくお取り計らいをお願い申し上げます。

また、斎苑建替事業業者選定委員会においては、斎苑使用料に関する検討も併せて行っており、その結果報告を受け、理事会において協議した結果、現在、圏域内の住民は無料としている斎苑使用料について、今後、受益者負担の観点から実費相当額分を徴収することとし、使用料金、徴収開始時期などの詳細について、担当課長会議等を開催し、検討することとしましたのでご報告いたします。

次に、仙南クリーンセンター関連の報告であります。

はじめに、3月30日に執り行いました仙南クリーンセンターの落成式には、年度末のお忙しい時期にもかかわらずご臨席を賜り、厚く御礼申し上げます。

おかげさまをもちまして、本年2月に行われた引渡性能試験において、1日200トンのごみ処理能力、排ガスなどに係る環境基準を全て満たし、無事に供用開始することができましたこと、改めまして議員各位に感謝申し上げます。

次に、同センターで発生した火災事故についてであります。

4月13日午後3時30分頃、可燃性ごみ破砕機及びシュート周辺ピット部において搬入物が原因と推定される火災事故が発生いたしました。

この事故により破砕機下部のシュート部等の外面塗装の一部が焼け焦げましたが、人的な被害はなかったものであります。

今回の事故の原因につきましては、警察及び消防において調査を行いましたが、直接の原因となった特定物質は発見されませんでした。しかし、燃えたごみの中からライターやスプレー缶が見つかったことから、このような物が破砕機との摩擦により火花を発生し、ごみに引火したと推定されるものであります。

この事故を受けまして、運営会社に搬入物の確認の徹底とごみピット内の管理を適切に行うことを指示し、また、暫定的な散水装置を破砕機上部に設置する安全対策を施し、4月17日から破砕機を稼働させたものであります。

また、恒久的な安全対策として、施工業者において散水装置の本設化、破砕機下部への火災検出器、緊急散水ノズルの設置及び点検口の増設を7月2日までに実施しており、組合においてもその有効性や機能性を確認したところでございます。

今後、このような事故が発生しないよう、運営会社に対し指導の徹底を図っていく所存であります。

次に、消防車両の更新配備についてであります。

消防車両の更新につきましては、消防車両整備計画に基づき、順次、更新配備を進めているところであります。角田消防署丸森出張所及び柴田消防署の普通消防ポンプ自動車につきましては、従来の車両を配備してから17年以上が経過し、車両の老朽化が著しいことから、昨年度予算でお認めいただき更新を行ったものでございます。

なお、丸森出張所の車両は、狭隘な道路へ対応するため、普通消防ポンプ自動車に600リットルの水槽と圧縮空気泡消火装置を取り付け、従前の水槽付消防ポンプ自動車と同

等以上の消火能力を持つ車両として更新したものであります。

両車両とも、本年4月3日から運用を開始しております。

次に、平成27年9月に発生した関東・東北豪雨で走行不能となった普通消防ポンプ自動車の修理完了についてであります。

角田消防署の当該車両は、当時、柴田町で発生した救助要請により、冠水した道路を走行中に側溝に横転し、走行不能となったものであります。

本年6月29日にエンジン、内装、電装品、シャッターなどの修理が完了し、6月30日から運用を開始しております。

今月初旬には、九州北部においても豪雨による甚大な災害が発生したことから、二度とこのような事故を起こさないよう、安全管理を確実に行之、住民の安全・安心の確保に努めてまいります。

次に、角田市の●●氏が当該組合に対して損害賠償を請求している控訴審裁判の経過についてであります。

本年3月に控訴審の第1回目となる口頭弁論が行われております。

この口頭弁論では、これまでの裁判に係る事実確認が行われ、裁判官から話し合いによる解決も視野に入れて進める旨の話しがなされております。

その後、2度の裁判が行われ、組合側から土地の再鑑定を依頼する申し出を行うなど、反論を行っております。

今回は8月2日に第4回口頭弁論が予定されておりますので、引き続き裁判の場で組合の主張を述べてまいります。

最後に、AZ9ジュニア・アクターズ第25期生の入団状況についてであります。

将来の圏域を担う人材育成事業として継続実施しているAZ9ジュニア・アクターズ事業であります。本年度も第25期生として、圏域内の小学4年生から6年生までの児童を対象に募集したところ、去る6月4日に入団ミーティングを行い、16名が入団することになりました。

第23・24期生と合わせ29名のジュニア・アクターズは、来年2月の公演に向け、レッスンや合宿、ワークショップなどの活動を開始したところでございます。

なお、9月までの基礎レッスン期間中は団員の追加募集を行っております。

以上、ご報告申し上げます。

日程第6 報告第1号 専決処分の報告について（高規格救急自動車の事故に係る和解（示談）について）

○議長（柄目孝治君） 日程第6、報告第1号専決処分の報告について、高規格救急自動車の事故に係る和解（示談）についてを議題といたします。報告を求めます。

○理事長（滝口茂君） はい、議長。

○議長(柄目孝治君) 滝口理事長。

○理事長(滝口茂君) 報告第1号専決処分の報告について、ご報告いたします。

本件については、本年2月27日の第233回議会定例会の行政報告で申し上げましたが、1月24日に発生した柴田消防署の高規格救急自動車の事故に係るものであります。

当時、交通事故対応で出動した当該車両が警察官の誘導で国道4号線を走行していたところ、車線変更してきた普通自動車に衝突されたものであります。

その後、相手方と話し合いをした結果、当組合の過失割合はゼロということで示談が成立いたしました。

本事案は、地方自治法第180条第1項の規定に基づく理事会の専決処分の指定事項に定める和解であることから、去る3月8日に理事会において専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

よろしくお願い致します。

○議長(柄目孝治君) 以上で報告第1号の専決処分の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

以上で、報告第1号を終わります。

日程第7 第11号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第6号））

○議長(柄目孝治君) 日程第7、第11号議案専決処分の承認を求めることについて（平成28年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第6号））を議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。

○理事長(滝口茂君) はい、議長。

○議長(柄目孝治君) 滝口理事長。

○理事長(滝口茂君) 議案書の5ページをお開き願います。

第11号議案専決処分の承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

平成28年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第6号）について、3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求めるものであります。

補正予算の内容といたしましては、白石斎苑建設用地購入について、年度内に所有権移転登記が完了する見込みが立たなかったことから、繰越明許費を追加したものであります。

補正予算の編成が年度末となり、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、専決処分を行ったものであります。

なお、補正の詳細につきましては、担当課長より説明いたさせますので、よろしくご

審議賜りますようお願いいたします。

○議長(柄目孝治君) 続いて詳細説明を求めます。

○企画財政課長(水戸卓司君) はい。

○議長(柄目孝治君) 水戸企画財政課長。

○企画財政課長(水戸卓司君) それでは、第11号議案、専決処分の承認を求めることについて、理事長の命により詳細説明を申し上げます。

議案書の6ページお開き願います。

専決処分書になります。平成28年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第6号)について、地方自治法第179条第1項の既定により専決処分いたしましたものでございます。

専決処分日は、平成29年3月31日でございます。

次に、左上に、専決処分と記載されております、平成28年度予算書(3月補正)をお願いいたします。

1ページをお開き願います。

補正予算の内容ですが、既定の歳入歳出予算総額については変更ございませんが、第1条において、繰越明許費の補正を行っております。

3ページをお願いいたします。

繰越明許費の追加でございます。内容は、4款衛生費1項保健衛生費、白石斎苑建設用地購入費に係るものでございます。

白石斎苑建設用地については、年度内に用地を取得すべく、組合2月補正の一般会計補正予算第5号にて歳出予算に購入に係る経費を追加いたしましたところ です。

その後、所有権移転登記事務を進めておりましたが、所有権移転登記に必要な書類の提出が、所定の期日までに提出されず、年度内の所有権の移転登記及び年度内の支出が終わらない見込みとなったことから、繰越明許費を追加する補正予算を編成いたしましたものでございます。

以上でございます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

○議長(柄目孝治君) 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。(「なし」の声あり) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。(「なし」の声あり) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第11号専決処分の承認を求めることについて(平成28年度仙南地域広域行政事務組合広域行政事務組合一般会計補正予算(第6号))を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(柄目孝治君) 起立全員であります。

よって、議案第 11 号は、原案のとおり承認されました。

日程第 8 報告第 2 号 繰越明許費繰越計算書について

○議長(柄目孝治君) 日程第 8、報告第 2 号、繰越明許費繰越計算書について報告を求めます。

○理事長(滝口茂君) はい。

○議長(柄目孝治君) 滝口理事長。

○理事長(滝口茂君) 議案書の 3 ページをお願いいたします。

報告第 2 号、繰越明許費繰越計算書についてご報告いたします。

平成 28 年度仙南地域広域行政事務組合一般会計の繰越明許費について、仙南リサイクルセンターに係る粗大ごみ破碎設備復旧工事など、2 事業において 4,639 万 5,170 円を平成 29 年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、議会に報告するものであります。

なお、詳細については、担当課長より説明いたさせますので、よろしく願いいたします。

○議長(柄目孝治君) 続いて詳細説明を求めます。

○企画財政課長(水戸卓司君) はい。

○議長(柄目孝治君) 水戸企画財政課長。

○企画財政課長(水戸卓司君) それでは、報告第 2 号につきまして、理事長の命により詳細説明を申し上げます。

議案書の 4 ページをお開き願います。

平成 28 年度仙南地域広域行政事務組合繰越明許費繰越計算書でございます。

繰越額は、2 件で 4,639 万 5,170 円でございます。

1 件目は、4 款衛生費 1 項保健衛生費、白石斎苑建設用地購入費の繰越しにかかる分でございます。

こちらは、本年 3 月 31 日に専決処分いたしました、組合一般会計補正予算第 6 号で繰越明許費を設定いたしましたもので、繰越しの理由でございますが、ただいま、第 11 号議案でご承認をいただきました内容のとおりでございます。年度内の所有権の移転登記及び支出が終わらない見込みであったことから、繰越明許費を追加いたしましたものでございます。

2 件目は、4 款衛生費 2 項清掃費、粗大ごみ破碎設備復旧工事費です。

こちらは、本年 1 月 17 日の仙南リサイクルセンター破碎設備破裂事故により、復旧工事にかかる関連経費を組合一般補正予算第 5 号に計上いたしまして、併せて繰越明許費を設定し、お認めいただきまして、繰越しいたしたところでございます。

繰越しにかかる財源ですが、白石斎苑建設用地費につきましては、一般財源でございます。仙南リサイクルセンターの粗大ごみ破碎設備復旧工事費については、既収入特定財源として、財政調整基金でございます。2件とも、既に支払いを終えてございます。

以上になります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(柄目孝治君) 以上で、報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。(「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。

以上で、報告第2号を終わります。

日程第9 第12号議案 教育委員会委員の任命について

○議長(柄目孝治君) 日程第9第、12号議案教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

ここで、暫時休憩し議員全員協議会を開きます。議員の方々は議員控室にお集まり願います。

午後3時37分 休憩

午後3時41分 再開

○議長(柄目孝治君) 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

第12号議案、教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を求めます。

○理事長(滝口茂君) はい。

○議長(柄目孝治君) 滝口理事長

○理事長(滝口茂君) 第12号議案、教育委員会委員の任命について、提案理由のご説明を申し上げます。

当組合の教育委員会委員でありました佐藤茂廣君より、平成29年5月29日をもって退職したい旨の申し出があり、教育委員会及び理事会において、これに同意いたしております。

このため、当組合の教育委員に欠員が生じたので、新たに七ヶ宿町教育委員会教育長である菅原紀治君を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

同君は、長らく学校教育に従事され、平成25年9月から七ヶ宿町教育委員会教育長の職にあり、人格高潔にして学術及び文化に高い識見を有しておりますので、当組合の視聴覚教育並びに仙南圏域の芸術文化を推進するには最適任の方と存じます。

なお、委員としての任期は、前任者の残任期間であります平成33年3月31日までとなっております。

何とぞ、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(柄目孝治君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認め質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議会先例により討論を省略をいたします。

直ちに採決に入ります。

ただいま、議題となっております、第 12 号議案、教育委員会委員の任命については、これに同意することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(柄目孝治君) 起立全員であります。

よって、第 12 号議案は、これに同意することに決定いたしました。

ただいま、教育委員会委員の任命に同意されました菅原紀治君から、あいさつしたい旨の申し出がありますので、これを許します。菅原紀治君。

〔教育委員 菅原紀治君 入場〕

○教育委員(菅原紀治君) セケ宿町教育委員会の菅原紀治と申します。

教育委員として同意していただきましたこと、心より御礼申し上げます。

教育委員として微力ではありますが、子供達、社会教育に関しましてですね、仕事を果たしていきたいなというふうに思っております。

どうぞよろしく、お願いいたします。【拍手】

〔教育委員 菅原紀治君 退場〕

日程第 10 第 13 号議案 白石斎苑及び柴田斎苑建替整備運営事業に係る事業契約の締結について

○議長(柄目孝治君) 日程第 10、第 13 号議案、白石斎苑及び柴田斎苑建替整備運営事業に係る事業契約の締結について、を議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。

○理事長(滝口茂君) はい。

○議長(柄目孝治君) 滝口理事長。

○理事長(滝口茂君) 第 13 号議案、白石斎苑及び柴田斎苑建替整備運営事業に係る事業契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

白石斎苑及び柴田斎苑は、供用開始からすでに 40 年以上が経過し、火葬炉設備を始め施設全体の老朽化が著しく、大規模な修繕では維持が困難な状況にあり、今後の高齢化社会に起因する火葬件数の増加や、多様なニーズへの対応を考え、両斎苑の建替整備を行うものであります。

また、両斎苑の建て替えにあたっては、事業費削減の観点から白石斎苑及び柴田斎苑

を一括して発注することにより施設整備を行うものであります。

本事業では、選定事業者に両斎苑の設計、建設から運営までを一括かつ長期的に委ねるDBO方式SPC非設立により事業を実施し、事業者の選定にあたっては複数の業者から企画提案や技術提案を提出させ、提案内容を審査し、企画内容や業務遂行能力が最も優れたものと契約する公募型プロポーザル方式により行ったものであります。

その結果、八重樫工務店グループを優先交渉権者と決定し、随意契約により7月5日付で本事業契約に係る仮契約を締結したので、地方自治法第96条第1項第5号及び仙南地域広域行政事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

事業契約の内容は、基本契約並びに工事請負契約及び運營業務委託契約の3つの契約からなっております。

基本契約は、本事業が施設の建設から運営まで長期にわたる契約となることから、お互いが協力し、事業を円滑に実施するための基本的な事項を定めており、工事請負契約及び運營業務委託契約と不可分一体のものとして構成することを定める契約となっております。

基本契約の相手方は、グループの代表企業である株式会社八重樫工務店、構成企業である富士建設工業株式会社、株式会社梓設計東北事務所、株式会社四保工務店、株式会社エコー設備工業、笠松電気株式会社、株式会社登勇管工設備、同和興業株式会社の8者でございます。

工事請負契約の相手方は、設計・建設グループリーダーである株式会社八重樫工務店で、契約金額は23億8,406万3,280円であります。

運營業務委託契約の相手方は、管理・運営グループリーダーである富士建設工業株式会社で、契約金額は7億5,053万4,228円であります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長(柄目孝治君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第13号議案、白石斎苑及び柴田斎苑建替整備運営事業に係る事業契約の締結についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(柄目孝治君) 起立全員であります。

よって、第 13 号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第 11 第 14 号議案 消防車両の取得について

○議長(柄目孝治君) 日程第 11、第 14 号議案、消防車両の取得についてを議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。

○理事長(滝口茂君) はい。

○議長(柄目孝治君) 滝口理事長

○理事長(滝口茂君) 第 14 号議案、消防車両の取得について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回取得しようとする車両は、大河原消防署に配備する小型動力ポンプ付水槽車 1 台及び角田消防署に配備する普通消防ポンプ自動車 1 台の合計 2 台であります。

現在、大河原消防署に配備されている小型動力ポンプ付水槽車は取得後 19 年が経過し、また、角田消防署に配備されている普通消防ポンプ自動車は取得後 14 年が経過しており、車両本体に劣化が見られ、災害現場において支障をきたす懸念が出始めたことから更新するものでございます。

大河原消防署に配備する車両は、水槽の積水量が 5,000 リットルから 1 万リットルとなり、水利不足の現場においても迅速な消防活動や放水活動時間の向上が図られるものでございます。

また、角田消防署に配備する車両には、容量が 600 リットルの小型水槽と圧縮空気泡消火装置を装備しており、少量の水で消火する能力を有する車両となっております。

なお、角田消防署に配備する車両は、緊急消防援助隊に登録している車両の更新であることから、起債の充当率が高く、元利償還金に対し交付税措置がある緊急防災・減災事業債が適用となるものであります。

入札参加業者については、資格、信用ともに十分である当該車両の製造及び納品メーカー全 11 者を指名し、地方自治法施行令第 167 条第 2 号の規定により、去る 6 月 29 日に入札を行っております。

その結果、トーハツ県南サービス株式会社を契約の相手方と定め、取得価格 9,828 万円をもって、7 月 5 日付で物品売買契約を締結したので、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び仙南地域広域行政事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、参考資料として、入札経過に関する資料を添付しておりますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長(柄目孝治君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認

めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第 14 号議案、消防車両の取得についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柄目孝治君） 起立全員であります。

よって第 14 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 12 第 15 号議案 仙南地域広域行政事務組合職員の育児休業等に関する
条例の一部を改正する条例

○議長（柄目孝治君） 日程第 12、第 15 号議案仙南地域広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。

○理事長（滝口茂君） はい。

○議長（柄目孝治君） 滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 第 15 号議案、仙南地域広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

この条例は、児童福祉法の改正による、養子縁組里親の法定化に伴い、人事院規則が改正されたことから、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明いたさせますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（柄目孝治君） 続いて詳細説明を求めます。阿部総務課長。

○総務課長（阿部和之君） 第 15 号議案、仙南地域広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、理事長の命により詳細説明を行います。

参考資料の 4 ページ、5 ページをお開き願いたいと思います。

これは、条例改正の新旧対照表となっております。

まず、第 2 条の 2 をご覧いただきたいと思います。

こちらは、児童福祉法の改正により、養育里親の根拠となる条文が改正されたこと、及び養子縁組里親が法定化されたことに伴い、ご覧のような改正を行っております。

次に、第 3 条第 6 号、第 4 条及び第 10 条第 7 号におきまして、地方公務員の育児休業等に関する法律によりまして、条例で定めることとされております特別な事情を加える改正を行っております。

この特別な事情とは、対象となる子につきまして、保育所等における保育の利用を希

望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われない場合といたしまして、この場合には、再度の育児休業、育児休業の期間の再度の延長、それから、育児短時間勤務を取得してから1年を経過していない場合の育児短時間勤務を取得できることとするものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行しようとするものであります。

以上で、詳細説明を終わります。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(柄目孝治君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第15号議案、仙南地域広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(柄目孝治君) 起立全員であります。

よって、第15号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第13 行政視察について

○議長(柄目孝治君) 日程第13、行政視察についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会として、知識経験を広め、組合議員としての活動をより適切に行うため、先進地の視察を行いたいと思います。

なお、期日・視察場所・参加人員等は、お手元に配付しました平成29年度組合議会議員行政視察研修計画案のとおりでございます。

細部の取り扱いについては、議長に一任されたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。

したがって、計画書のとおり行うことに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもちまして、第234回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労様でございました。

午後3時57分 閉会

以上、会議の顛末を記録し、その正当なることを証するため署名する。

平成29年7月27日

仙南地域広域行政事務組合

議会議長 柄 目 孝 治

署名議員 佐 藤 貴 久

署名議員 吉 野 敏 明